

## 公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 112 号  
最近改正 令和 5 年 1 月 1 日 規程第 1 号

第 1 条 教員管理職とは次の者をいう。

- (1) 副学長
- (2) 学群長、副学群長
- (3) 学部長、副学部長、学科長、共通教養長、副共通教養長、コース長、部門長
- (4) 研究科長、副研究科長、専攻長
- (5) 木原生物学研究所長、学術情報センター長、先端医科学研究センター長、高等教育推進センター長、アドミッションズセンター長、グローバル都市協力研究センター長、研究・产学連携推進センター長、产学連携推進部門長、研究推進部門長、UR A部門長、研究リスクマネジメント部門長、拠点事業推進部門長、地域貢献センター長、保健管理センター長、プラクティカルリングリッシュセンター長、キャリア支援センター長
- (6) 病院長及び副病院長
- (7) 教室主任教授、診療科部長等

第 2 条 教員管理職（教室主任教授、診療科部長等は除く。）の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、選考した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 教員管理職の定年については、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（公立大学法人規則第 4 号）第 25 条による。

第 3 条 教員管理職（教室主任教授、診療科部長等は除く。）が任期満了前に辞任し、又は欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 教員管理職（診療科部長等は除く。）の選考は、学長が人事委員会に報告し、理事長に申し出る。

2 理事長は、前項の学長の申し出により、教員管理職（診療科部長等は除く。）を任命する。

3 病院長は、診療科部長等を任命する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、公立大学法人横浜市立大学の設置後最初の副学長及び部局長等の任期は 1 年とする。
- 3 第 4 条の規定にかかわらず、公立大学法人横浜市立大学の設置後最初の副学長及び部局長等の任命は人事委員会の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

### 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定における学長とは、公立大学法人横浜市立大学学長選考会議により選考された次期学長予定者を含める。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 29 年規程第 15 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 30 年規程第 23 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 31 年規程第 26 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 63 号）

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。